

衆議院 第二十九回 大蔵委員会 議 録 第六号

昭和三十三年六月二十六日(木曜日)

午後四時二分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事足立 篤郎君 理事福田 一君

理事坊 秀男君 理事石野 久男君

理事佐藤觀次郎君 理事平岡忠次郎君

内田	常雄君	鳴田	宗一君
----	-----	----	-----

小山 長規君
西村 英一君

吉川 文吉君
三河 公玉君
細田 義安君
山村三之助君

毛和	松平君	山村庄之助君
山本	勝市君	春日一幸君

人保日鷗公君	山本 勝市君	春日 一幸君
田万 廣文君		

久保田鶴村君
田万
廣文君
芳谷原太郎君
廣頼
秀邦君

松尾卜子君 山下 榮二君

山花秀雄君	林則三君
廣路節雄君	山一榮三君

橫山 利秋君

出帑國務大臣

外務大臣 藤山愛一郎君

大藏大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

大藏事務官

(主計局長) 石原 周夫君

大蔵事務官
正示啓次郎君

大藏事務官

石田 正君
(銀行局長)

大蔵事務官
西井
俊彦君

(為替局長)

委員外の出席者

本日の会議に付した案件

経済基盤強化のための資金及び特別

第一類第五号 大蔵委員会議録第六号 昭和三十三年六月二十六日

の法人の基金に関する法律案（内閣提出第一号）

外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

○早川委員長　これより会議を開きます。

經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案及び外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。春日一幸君。

○春日委員 昨日に引き続いてお伺いするのでありますが、質問の要点は第

十一條の一の三号についてであります。すなわち、日本輸出入銀行に對する基金として今般政府が出資せんとする

る五十億の基金についてであります
が、私はこの問題について昨日お伺い
をいたしましたのは、大体まだこれは
言わなければならない。国交協力機構と

行ひことが果して政治論として許されるかどうか、この点について質問をいたしたのでありますが、昨日の御答弁をもつてしては、何らこれに対して本員をして納得せしめる御答弁がなかったことは、きわめて遺憾であります。昨日から本日までの間に、大臣においてもこの問題についてはさらに御検討になったことと思ふのでありますが、本日あらためてさらに何か本員を納得せしめるに足る御答弁がいただけますかどうか、この点について重ねてお伺いをいたします。

○佐藤國務大臣　せひとも趣旨を御了承願いたいと思ひまして、重ねて御説明申し上げます、ただいま御指箇の東

に、基金としても直ちに使う、そういう状況のものならば、基金に設置するのでもいいけれども、まだ使うか使わなにかわからないものをかような形で取り扱うことは困るではないか、よろしくないのではないか、こういう御意見を対しましては、今回の御審議をいただいております法案全体が、基金並びに資金としていわゆるたな上げされる、こういう性格のものであることを一つ御了承賜わりますして、将来ぜひとも御賛同を得て、早い機会に東南アジア開発機構、これを設立さすように御協力が賜わりたいとお願いをいたす次第であります。

に必要だから、年度内には使わないけれども、他の年度において使う必要がある、こういう必要を認めて財政支出が行われておる。だから、将来の必要に備えるという意味におきましては、この七条にいう資金の使用と、それから十一条の一の三号にいうところの輪出入銀行に対する五十億の使用とは同じ内容のものであり、かつは形態も同じ形態のものであると思うのであります。私は、かかる意味において、政府がかくのごとく財政支出のたな上げ措置を行う、そしてまた経済基盤を強化することのために、このような将来における政策を予測して財政の裏づけを

行方というのであるならば、すべからずこの五十億圓はこの二百二十一億三千万圓の方へ加えるべき性質のものであって、基金的性格も機能も持たないものをこういふところへ分類するということは、明らかに不当なことである。私は指摘をいたしておるのでございます。昨日来この点について質問をいたしておりました。答弁を得ました。本日重ねてなお答弁を得ましたが、本員をしてこれは納得させ得るに足るものではないと云いません。この点はいかがでありますか。

○佐藤國務大臣　春日委員にお答えいたします。

る性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金」かように申しております後段の点については、これはそのうちこうい性格のものが出てくるのが考えられるのでありまして、いわゆる二百二十億三千万円の資金とは性格を異にする、かように考えておる次第であります。

○春日委員 私、この第七条の「資金の使用」のこの法意——語意はともかくといたしまして、法意は、この二百二十一億三千万円なる資金は、道路の整備、港湾の整備等、五つのカテゴリーに限って、これを予算の補正措置を講じて、それぞれの財源に充てることのできることにしておるわけでありまして、また、ただいま大臣が指摘をされました後段といえども、「投資の財源に充てるための」となっておる。何にも違わないじゃありませんか。ともかく将来の財源に充てる。この第十条の三の三号も、将来の投資の財源に充てる、何にも変りないじゃありませんか。まさき資金です。言うならば資金の区分をしなればならぬ性格のものですね。だから、私は、昨日も申し上げたように、ハマグリとスズメのよう異なるものを一つの法律の中で取り扱おうとしているところに、まさき資金が紛糾が生じておる、こういうことを申し上げた。財政法上非常に疑義があつて、資金といふものが否決されるというより、場合があつても、基金といふ問題については、本日一般会計の中で所要の歳出が行われていないから、あるいはこれは通さなければ政策上困るような面もある。困るような面と、通してはならぬ面と一緒にある。

方向の相違うような内容のものがここに一緒に抱き合はれておる。問題はここにあるのであります。問題を整理いたしますが、将来の財源に充てるための資金と、将来の財源に充てるための基金と、一体何が違うか。就んでも同じことだ。法意も語意も同じこと、納得できぬじゃありませんか。間違ひなら間違ひと率直に改めたらどうですか。

○佐藤国務大臣 別に間違ひではございません。この問題は基金と資金の相違でございます。

○春日委員 それはまるでひょうたんナマズを押えるようなものです。私は、もう少し手ごたえのある御答弁を願ひなければ、それはまさき資金にちよつと注意してもらわなければ困ると思つておる。私が申し上げておることは、聡明な大蔵大臣は十分御理解がでないはずはない。腹の底では、本員員のこの正當なる、公正なる解釈に、おそれく同感されておるのではないかと申すのであります。けれども、原案がこういふものだから、今さら間違ひしておることは言えないので、かたくなにその説を支持されておるのではないかと申すのであります。私は、誤まつておることはこれは改めるにしかずと思つておる。どう考えたつてそれは理解できないじゃありませんか。それが読んだつてそうですよ。第七条は将来における経費の財源に充てるのであります。それから、第十一号の三の三号も、とにかく東南アジア開発協力機構といふものは今何らできていない。言うならまだ星雲状態、何ら固形を示していない。架空のものです。その点においては、

実質的に、道路の整備やあるいは異常災害がどういふ状態に起るか、その起き方によつて復旧の規模も変わつてくる、そういうふうな将来を予測して、そして一會計年度の歳入をもつて他の會計年度の歳出に充てるという、この考え方については、この輸出入銀行の五十億と二百二十一億三千万円とは、内容、性格、形式、何にも違ひないじゃありませんか。まさき同一のものであります。同一のものを同じようにたな上げしておいて、片方は資金、片方は基金、これはへんちくりんなものだと思う。その点の御理解はいきません。あくまで、事務当局の作られたものを、しかも前内閣の作つたものを、あなたの明敏をもつて、間違つたことを正そう、これだけの勇氣をお持ちになることはできないのです。不思議ですね。自民党のかつての大幹事長としてその名をうたわれた佐藤榮作氏、一つ勇氣を持って、間違つておるなら間違つておる、変なら変、検討するなら検討すると、大臣らしい政治的責任を持って、私のこの正當な質問に対して胸襟を開いた御答弁を願ひたい。

○佐藤国務大臣 先ほど基金と資金の相違はございませうというのを申し上げました。昨日来基金と資金の相違についていろいろお尋ねがあつたと思ひますが、ただ単に便宜的な措置で資金と基金に区分したわけではございませう。資金として今計上しておられますか、掲げておられますものについて、補正予算を必要とすることはよくおわかりだと思ひます。今回の東南アジア開発機構に対するものとしては、今日これを基金として出資し、そして

必要が生ずれば、補正予算を必要としなくてこれを使得得するというに実現はなるので、これは、その経済開発機構並びに将来この開発機構に移るであろうと考えられるような出資事項に対して、やはり今日から基金としてこれを作つておきたいというのがこの考え方でございます。これは昨日事務当局から詳しく法律上の説明を申し上げて、會計法等の関連についての詳しいお話をいたしました。政治的にこれをお話してみますと、今日東南アジア開発機構といふものを作ろうとするので、なるほど御指摘のようにたない星雲状態ではございませうが、そういうものを扱い得る日本輸出入銀行といふれつきとした法人があるものであります。これに対して基金としてこの際出資をしておくと、これは他の二百二十一億三千万円とはおおよそ性格が違ひます。またぜひその意味において本法への御協賛を心からお願ひいたしておるのであります。

○春日委員 これは輕率のそしりを免れないと思つておる。あなたの御答弁によりますと、資金の方は予算の補正の措置を講じなければ歳出が許されなさい。ところが基金の方はこうしておきさえすればいつ何時でも出資ができて、こういうふうにあなたは断定していらつしやる。私はあなたにお伺ひをいたしますが、たとえば国際経済協力機構ができた場合、この東南アジアの開発の場合でも、この東南アジアの五十億で事に当らしめ得るとあなたは考えられますか。将来こういふものが予測されたようにできるかもしれ

ない、御努力によつてあるいはこういふものが固まつてくるかもしれないけれども、そのときは果してこの日本輸出入銀行がその出資に當り得るかどうか。あなたはそれを断定できますか。この点を伺ひます。

○佐藤国務大臣 あるいは説明がまことに不十分だったから、ただいまのような御疑念を生じたかと思ひます。私が申し上げたいのは、第三号の後段の「出資」といふような場合においては、これは可能ではないかといふことを申し上げたいのであります。はつきりした東南アジア開発機構といふものが生まれまして、これに、た

だいま御指摘になりましたように、日本輸出入銀行に取り扱はしめる、かように断定することはまことに輕率といわなければならぬと思ひます。

○春日委員 そういふ輕率なことをやるべきであるか、あるいは輕率なことは断じて國のまつりごとの中で——いやしくも大蔵大臣たるものは、輕率のそしりを免れないやうな、あるいはそのやうな疑義があるやうな事柄は慎しむべきではないかと思つておる、われわれの考え方なんです。と申しますのは、私は例のないことを申し上げるわけではないけれども、たとえば世界銀行にいたしまして、あるいはまた国際金融公社でありますか、こういうやうな国際経済協力機構、これはさ

だ、エカフエやポイント・フォア計画や、その他いろいろあると思つて、そういうことに當つていく国際経済協力機構といふものは、現実に二つばかり例があると思つて、これに対する出資は、その定款によつて明らかにならうに、これはその國の政府の直接出資

でなければならぬと私は理解しておるが、これはいかがでありますか。また現実にはそういうふうになっておると思いますが、いかがでありますか。

○佐藤内閣大臣 主計局長に答弁いたさせます。

○石原政府委員 世界銀行、国際金融公社に対しては、政府が出資をいたしております。ただ、中央銀行の一定額の債務保証書をもって出すことが認められておりました。出資の主体は政府であるというふうに承知しております。

○春日委員 たとえば国際経済協力機構の出資の条件は今お聞きのとおりなんです。これは尊重すべき特に注意すべき前例であると思ふ。従いまして、もしここにあげられております東南アジア開発機構というものができ上ったときに、この前例に倣して——私は、前例というものは、これは偶然にあるものではない。これはそういう必要があつてこういう結果になつておると思ふのです。従つて、私は、この世界銀行や国際金融公社のような形で、これは国際的な問題でありますから、これは日本国の恣意によつてどうにでもできるものではない。これは複数国家のやりとりそれぞれの主張に基いてこういう結果が生じてくるわけなんです、今まであつたものが、ことごとくこれは政府の直接出資である前例に倣して、将来できるこの東南アジア開発機構なるものも政府の直接出資でなければならぬ。今までのような形で、そのような定款が定められたときに、政府は一体これはどうしますか。そういうような場合には、結局、輸出入銀行に五十億の金を基金として作つておいて

も、輸出入銀行から出資することはできなくならないやありませんか。この点はいかがです。

○佐藤内閣大臣 今東南アジア開発機構というものができて、日本輸出入銀行から出資ができない、こう言つて断定しておられるようですが、それはそういう機構ができるときにどういう方法の出資をきめるか、それをきめてからかかるべきであらうと思ひます。それまでとにかく政府はこの基金として出資はいたしますが、日本輸出入銀行に対する出資に対しては特別な経理方法を命じておきます。その意味においては他の資金と混淆することはないと思ひます。

○春日委員 私が申し上げんとするところは、さまざまの要素を含んでおりますけれども、まず一点に集約するならば、現に世界銀行や国際金融公社が政府の直接出資にあつたならば出資することが認められてはいない前例に倣して、ここに将来設置されるかもしれないところの東南アジア開発機構に対する出資が日本政府の直接出資でなければならぬと定款が定められたときにはどうなるかということなんです。そのときには、これはあらためて国会の議決を必要とする事態が起きてくると思ひますが、この点はいかがでありますか。

○佐藤内閣大臣 ただいま私が申し上げましたのは、春日さんの言われる通りの定款になるかあるいはならないか、そのところはただいまからきめてかかることができない。もしただいま御指摘になりましたような事態が起れば、日本輸出入銀行に対する今回の基金としての出資の分についても、あらためて処置を講じなければならぬといふことはもちろんといわなければならぬ。

○春日委員 さすれば、ちょうどこれは第七條に書いてある基金が後日予算補正の措置を講ずるにあらざれば五つの目的に対して支出が行えないと同じように、結局この日本輸出入銀行の五十億はむだになる。支出することができなくなる。そこで、今大臣が、どういふ工合に定款ができるかわからない、出資の形態がどのような形で進められるかわからないが、しかし、これは、直接出資が認められる場合においては、そのまま出資ができるんだ、こゝろおつしやつてゐるんですね。ところが、私は、今までのところ、その民間会社が直接出資がなし得るところの国際金融機構というものはないと。言ふ。だから前例というものはやはり今後の処理においても重きをなす。私は問題を少しはつて伺ひますが、世界銀行やあるいは国際金融公社と同じような規模と構想でこの金融機構ができたときには、これは役に立たなくなるものでもありますか。この点しほつて御答弁を願ひたい。

○佐藤内閣大臣 役に立たなくなるというものは、どういふ意味のお尋ねか、ちよつと伺ひたい。

○春日委員 役に立たなくなるというものは、たとえば政府の直接の出資でなければならぬとその定款が定められたときは、これは日本輸出入銀行は出資をするの資格を持たぬわけである。それでございませう。そうすれば、そのときにはこれはあらためて別の財政措置を講じなければならぬ。従つて、政府としては国会のあらためての議決を必要とするものであつて、今こゝで

取りきめておいたつて、これは何にもならなくなるんだ、このことを申し上げておるのであります。

○佐藤内閣大臣 もちろんそういうような場合だと、これはあらためて出資しなければならぬことは御指摘の通りだと思ふ。ただ、問題は、重ねてよく御説明申し上げますが、第十一條第三号の後段の点についてはいろいろ議論の余地もあるのではないかと思ひます。従つて、今日基金として出資することが無意味だとは考へておりません。その意味においては多少は違ひ、かゝるに考へておるのであります。

○春日委員 かりにたとへば網を張つておいて、そこへ鳥が通つてたまたまひつかれば、それは目的を達する形になるけれども、そういう形で国際協力機構なるものができなければ何にもならぬ。鳥が網を張つてあるところへ飛んでこなければ何にもならないのです。従つて、空間というものは無限にある。国際経済協力機構の作り方というものは、たとえば世界銀行のあり方もあるだろうし、国際金融公社のあり方もあるだろうし、あるいは輸出入銀行をして当らしめる方法もあるだろうし、その他幾つかの方法が無限にあると思ふ。網を一つところに張つておいて空間が無限にあると同じように、ただ一つの方法だけきめて金をここに用意せんとするものだから——いろいろな案がある。いろいろな方法がある。国際情勢は千変万化で予測しがたい。そういうようなときに、五十億圓といふこれは国民の血税ですよ。余裕財源と言つておるけれども、これは国民が納めたところの血税なんだ。差し押えや競売や何かでみんなねじ伏せて取つて

きたとんでもない金なんだ。血と涙がまじつてゐる金なんだ。そのような五十億の金を、そんなわけのわからぬ、飛んでくるか飛んでこないかわからぬかすみ網のかわりに使つたといふ、こんなばかげた政治のあり方、財政の立て方というものは許されないと。大蔵大臣の政治的良心にかけてこの点いかがでありますか。

○佐藤内閣大臣 大へんくどいお答えをしてまことに恐縮ですが、十一條第三号の後段、こゝろがいろいろ考へられるのではないかと思ひます。これはただいま事務局からいろいろ説明を聞いておるのですが、やや事態は違ひます。やや事態は違ひますが、今日ビルマに対する経済協力という場合には輸銀が実施できるようなものになつております。問題は東南アジア開発機構というものの作り方いかんだと思ひますが、それができ上ります前に、いろいろな形において、経済協力の形においての出資があり、そして将来東南アジア開発機構というものがすつかりできれば、そういうものがこへ移つていくことも今日から予想ができておると思ひます。従いまして、これは全然架空なものではない、こゝろが言へるのではないかと思ひます。

○春日委員 それでは端的にしほつて伺ひますが、もし私がいろいろな前例に倣して心配しておる通りに、政府が予測したような形でこないで、今まであつたような方法で、すなわち政府の直接出資でなければだめだ、こゝろが形になつた場合は、政府はどうしますか。

○佐藤國務大臣 そのときの會計的な処理はどういうようにいたしますか、おそれる組合せの処置をとるのではないかと思います。

○春日委員 組みかえの措置をとらなければならぬ危険性というか、そういう可能性あるいは必然性もあり得るのですか。現在の見通しの中で責任ある答弁を願います。これは一年か二年の間に結果が現れてくるのだから、あなたたちの命のある間に結果が現れてくるのだから、政治責任をとっていただかなければ承知しませんよ。

○佐藤國務大臣 必ず組みかえをするような事態が生ずる、こういふことも言切れない、絶対に組みかえを必要としなさいといふこともできない。これは先ほど来くどく御説明申し上げておきます。

「水かけ論だ」と呼ぶ者あり

○春日委員 私が申し上げたいのは、今福田君が水かけ論だと言っている、水かけ論ではない。これは結果が現れてくる。現在、アメリカにおいても、東南アジアにおいても、これが東南アジア開発のための一つの国際協力機構として真剣に論じられておるのではありませんか、福田君たちはどうとだからわからないけれども、われわれベテランをもってすれば、この結果は、一年半かあるいはことしじゅうか、とにかく近い将来に結果が現れてくる。従つて、あなたの今こゝで述べられることは結果によって証明されるのです。そこで、私はあなたにお伺いしますが、たとえばその可能性です。ポシビリティ、これは一体どの程度のパーセンテージですか。

○佐藤國務大臣 ただいまその可能性についてお答えするだけの材料がございません。

○春日委員 では、私はこの際あなたに強く申し上げておきますが、とにかくこれは輸出銀行が投資者たり得るであろうという確信のもとにこの予算が組まれておる。少くとも五十億圓という国民の血税は重大なものです。従いまして、見通しがもし誤らつて、政府が直接出資をしなければならぬというやうな結果、要するに政府の見通しと違つた結果が現れてきたときには、少くとも主計局長は責任をとつてもらわなければいけません。私はこの点を厳重に御銘記願ひように申し述べておきます。

さらに、私は、この問題は、いろいろな経済的な効果が多角的、有機的に波及していくと思ふのですが、一体この出資の方式はどういうやうな形態がとられるのであります。たとえば株式を保有するの、債券を持つのか、一体どういふ形になるのか。五十億といふやうな膨大な金をここに予算措置をとらんとする限りにおいては、これについて、輸出入銀行の大体現行銀行法に照らしてどういふ形になるのか。これは重大な要素であると思ふので、この点も責任ある答弁を願ひます。

○石原政府委員 お答え申し上げます。

全体の輪郭がまだ明らかでないものでございまして、具体的な形につきましても申し上げることが困難な点がございしますが、一つ考えられますことは、融資という形ではなくして、出資という形に相なるだらうという点であります。それがどういふやうな形のものに相なるか、いわゆる出資金のよ

なものか、あるいは何か持ち分権のよなものになるのか、そういうものにつきましても、でき上りまする機構そのものの輪郭が明らかになりましてのことになります。とりあえず申し上げられますことは、出資という形になるであらうということでありまして。

○春日委員 私は、こゝへ五十億のこゝういふ基金措置をとること自体における法理上の疑義、それからまた輸出入銀行をしてそのことに当らしめるというこの機構上の疑義、非常な不安があるわけなんです。この輸出入銀行は、申すまでもなく投資や出資を行ふことを本来の任務とする金融機関ではありせん。これは輸出金融をもつて本来の任務としておる。それを通じて、さらにまたそれを敷衍して、そういうやうな社債を持つたり株式を持つたりすることによつて投資的な活動をすることも容認しておる。けれども、それは本来の仕事ではない。言ひなればサイド・ワークだ。金融事業に付随する、避けがたき場合においてそういうこともあわせてなし得ることになつておる。そういう金融機関に投資業務を行

わけていくといふことについては、私は、この輸出入銀行が設置された当時のいろいろな経緯にかんがみて、必ずしもオートドックスなあり方ではないと思ふ。さらにもう少し検討していきましますと、特に輸出入銀行が資金量が十分であつて、こゝとこ単独融資を行なつておれば私はいいと思ふのです。これは、輸出入銀行だけにその事業会社が依存することによつて、すなわち輸出入銀行の責任と、それから融資を受けたもののその責任とにおいて問題の処理がされる。ところが、輸出

入銀行の融資は、実際的には市中銀行との協調融資でございましょう。輸出入銀行だけの資金をもつてそれぞれの事情がこゝとこ弁じ得るものではない。これは補充的な役割を果しておることはもう当然であります。だから、そういうやうな無限の市中銀行との協調的な性格を持つておるのです。こゝういふ金融機関がその同じ機構の中において純粹のこゝういふ投資活動を行なつていく、こゝういふことから伝わり、関連して、産業界に及ぼすやうな影響が相当ありはしないかといふやうな点について、主計局長は十分検討されておると思ふのだが、この点いかがでありますか。

○石原政府委員 輸出入銀行が融資をいたします場合には、協調融資といふ建前になっておりますことはおしやる通りであります。ただ輸出入銀行は融資だけを職務といたしておるものではございせんので、投資をいたしますことが認められておるわけでありまして、従ひまして、今般の東南アジア開発基金といふものは、本法律によりまする一種特別な基金でございまして、本来の業務である投資業務といふものと、その形におきましては類似をいたしたものでございまして、信用の調査でありますとか、いろいろな投資に伴います事業の採算、そういうやうないろいろな調査をいたします観点におきましても、業務的に同じやうな点になつております。そういうやうな点におきまして、輸出入銀行の本来の業務と相並びまして、この基金を輸出入銀行をして扱はしむることが適当であらうかと考えております。

〔委員長退席、福田（一）委員長代理席〕

○春日委員 この問題は申すまでもなく御理解を願つたと思ふのですけれども、これは、実体が、ほんとうに單なるたな上げして封鎖されておる金であるという立場において、資金とちつとも変らない。大体、資金そのものが、財政法四十四条にいう資金であるか、あるいはそれを粉飾したところの仮装の脱法行為であるのか、これはさらに論議を尽さなければならぬ問題だと考へますけれども、かりに資金の制度が認められたいましたとしても、この東南アジア開発の機構に対する五十億圓といふものは、断じてこれは基金ではない。これは、第七条にうたつておるところの資金と、形式も内容も実体もこゝとこ一緒なんです。今の論議で、これは聞く人が聞いたらよくわかると思ふ。だからこゝういふやうな誤まつた立法のあり方といふものは許されてはならぬといふことなんです。しかし、これは何回申し上げても、佐藤大蔵大臣はすなおな御答弁がなくて、これも官僚の最も悪いくせだと思ふのだけれども、私は相当鍛練されて變つておられると思ふのだけれども、自分が言ひ出した以上はあくまでも自説を曲げない。これは全く日本官僚の病的な欠点だとされておるのだが、その欠点の残滓が残つておることをきわめて遺憾とする。しかしこの点はなお十分御検討願ひたい。

時間で制約がありますので、私は問題を他に転じまして、この際まず第一番に主計局長にお伺いをいたしますが、昭和三十三年——昔ではない。去年だ。九月十日に閣議決定で、昭和三十

十三年度の予算に関する基本構想、これが発表されました。そのとき、余裕財源をどうするかというところについて、どういふような扱いに決定されましたか。それを一つここで読み上げていただきたいと思います。

○石原政府委員 今手元に編成方針はございますが、今おっしゃいました九月の構想がございませんで、もし構想の字句がお入り用でしたら、すぐ取り寄せて申し上げますが、一応編成方針が大体の構想でございまして、それでございせんか。

○春日委員 編成方針ではいけません。それでは、私の手元にありますから、私が特に読んで差し上げますが、この基本構想によれば、昭和三十一年度剰余金はもとより、本年度の財源の余裕はこれを将来における景気調節の財源とする等の措置を講ずる、こういうふうな決定がされたことは事実でありますか。

○石原政府委員 実は今私手元にございませんで、お読み上げのようなものだと記憶しております。今の景気調節という言葉が後の閣議決定で変つております。ちよつとそのことをつけ加えておきます。

○春日委員 そうすると、この四百三十六億三千万円というのは、やはり景気調節という性格を持つておるものであるということ、昨日の本員の質問に対して三木さんの御答弁されたところでありまして、この景気調節のためのたな上げ資金ということ、この構想のもとにおいてこういう法案が出たことは間違いありませんか。いきさつはいかがでありますか。

○石原政府委員 九月の構想を考えましたときに、景気調節というふうな言葉を使つたかとも思いますが、ただ、だんだん話を具体的に考えて参りますに伴ひまして——結果的には景気調節というふうな結果を生じますことはもちろん否定できないのでありますが、建前といたしましては、昨年の十二月の二十日に三十三年度の編成方針を決定いたしました。その中では、お読みだとも思いますが、将来において経済基盤の育成強化のため必要となる経費の財源として活用するという言葉にいたしました。景気調節という言葉を使つておりました。それは、そういうふうな構想によりまして、これからの資金を作り上げていくというわけであります。九月三十日は、まだ大ざっぱなある構想といひますが、筋書きだけを書いたものでありますから、そこら辺はまだ考え方も練れていなかった点もあるわけでありまして。

○春日委員 そういたしますと、この経過をたどりますと、経済基盤の強化のための資金ということ、景気調節のための資金と大体シノニムですね。

○石原政府委員 シノニムではございませんで、特定の限定せられた目的を持ちました資金にいたすというところを考えたとして、経済基盤強化という言葉を用いたのであります。

○春日委員 閣議決定というものは、これは町内会でおじさんやおばさんが寄り集まつてごちやごちやときめた井戸ばた会議の決定と違ふのですよ。少くとも諸大臣が集まつて閣議で決定した景気調節のための資金というのとを、ことさらに経済基盤強化のため

の資金とこれを変更せなければならなかったことについては、相当の理由がなければならぬ。その理由について大臣から御答弁を願ひます。それはどうです。

○石原政府委員 直接の事柄でございまして、私から便宜お答えを申し上げます。私が今までお答えを申し上げました趣旨も、今のようなことを申し上げておつたわけでありまして。すなわち、景気調節というところで資金を直接打ち出すという方式を避けまして、ある考え方は一つの考え方に基づいておりました。具体的な資金を作ります構想といたしましては、今申し上げました特定の目的を持ちます経費基盤の強化資金というふうな形にいたすというふうな、構想を具体化したと申しますが、形をいろいろに考へて練つて参つたというふうな御理解を願ひたいと思ひます。

○春日委員 私が申し上げるのは、閣議決定というところは、特殊な行政の実態において法律にかわるほどオーソライズされる場合が實際問題としてしばしばあるのです。少くとも、予算決定の基本構想の中に、閣議決定で、すなわち景気調節のためのというこの用語が作られて印刷されて、これが天下にその当時発表されたところであるが、その文字が使えないというところに問題があるのです。ここに法規課長がおられますが、私は法規課長に純粋の立法論としてお伺いをいたしますが、これはどうなんでしょうか。景気調節のためにこういうふうな財源のたな上げ措置を講ずるということ、会計法上違反になるのですか、あるいは重大な疑

義があるのですか、この点の關係はどうです。問題の本体に於いて私は質問をいたします。これは日本の法律の番人としてあなたは重大な責任があるのだから、政治的な配慮なくして御答弁を願ひたい。

○小泉説明員 お答えいたします。景気調節のための資金ということが財政法上、会計法上考えられないことではないのかというお尋ねでございまして、これは財政法上、財政制度の運用なりあるいは財政法をいろいろ改正して、またその景気調節の機構にもよると思ひますが、それによつて全然できないかどうかということになります。これはいろいろ問題があると思ひます。ただ、われわれ、今度の資金につきましては、財政法上景気調節資金のファンクションの問題でございまして、そのファンクションをどういふふうに働かせるかという問題になります。財政法を改正するなりあるいは単独立法をするなりということ、当然法的措置が必要になるという問題があると思ひます。ただ、今度の關係は、明らかに財政法四十四条の規定によりまして……

「福田（一）委員長代理退席、委員長着席」

○春日委員 今度のことは聞いておりません。これはもうはつきりしてきていたのです。大蔵大臣。私は、閣議決定といふものは、今後の日本の政府の權威のために、これは明確にしておかなければならぬと思ひます。少くとも閣議決定といふものは實際問題として權威の高いものなんです。ところが、その閣議決定が、景気調節のための財源として、余裕財源やあるいは剰余財源の、剰余

金の、こういうたな上げ措置を講ずるというところを基本構想の中で述べておるのです。日本における最高の權威ともいって差しつかえないほどの閣議決定がそういうことをいつたのです。ところが、現行財政法のもとにおいてそのような執行をするには、単独立法を行ふか、あるいは現行財政法を改正するにあらざれば、そのことはできない、こういうことなんですね。だから、現行財政法を改正しないで行う方法はあるまいかと、愚知恵を働かせてやつたところの法的措置、財政的措置なるものがすなわち今回ここに法律となつて現われてきたところの経済基盤強化のための基金の悪法律なんです。これは全く財政法をじゅうりんする、あるいは財政法の制約をのがれんとするところの法律違反行為とは断じがたいかもしらぬけれども、明らかに脱法行為、少くとも政府が国の財政の基本法であるところのこの財政法をまげて、同一の効果をこのような陰險なる方法によつて上げんとするがときは、許されると思ひますか。この点いかがでありますか。

○佐藤國務大臣 閣議決定の持つ重大なる意義、こういう点は御指摘の通り私も賛成でございまして、結論を少しお急ぎになつたのではないかと。その結論に対しては、私は直ちに賛成しがた。今回の経済基盤強化は、こうして財政法四十四条に基いて法律案の御審議をいたしておるのでございまして、これが憲法違反である、あるいは非常な脱法的な悪意のある処置、こういうことにはならないように思ひます。

ら、私は他の同僚に譲りたいと思ひます、これを集約いたしますと、これは、立法論といつたとしても、また経済理論といつたとしても、非常に疑義のあるやり方なんです。これは、私たちの財政法第六條の解釈によれば、余剰財源は、明らかに、その一部分は国債の償還に充てて、残ったものは予算に組むか減税に回すか、これはほんとうに均衡をはかったことをやらなければならぬときまつておる。われわれ明確に申し上げたいことは、大臣、私があなたに明確にこの点だけを御理解願つておきたいことは、本年度の予算編成期も迫つておるので、特に申し上げておきたいことは、この財政の立て方というものは、予算の組み方というものは、国民が税金を払ふことによつて受ける犠牲の量と、政府がこれを政策に組んで国民に還元するところの福祉量と、この量と量との合致した一点においてのみ予算を組み、均衡予算の原則というものがこの財政法の建前なのでございましょう。だとすれば、そんな余つたものはどうしても返さなければいかぬ。国民に返すかあるいはこれを政策に組んで国民に福祉として還元するかしなければならぬ。国民の金なんだから……私は、今後の予算の組み方の中において、そんな余剰をこんな工合にたな上げできるという前例を開くと、これは本年度はわずか四百三十六億だからいいですけれども、こんな前例を開くと、五百億でも一千億でも二千億でも、こういう措置ができるのです。そうすると、政府に対しては国民が徴税の権限を与えておる。こういう強権を持ったところの政府は幾らでも税金をとれる。もし使うことによつて

悪性インフレーションになつたり、国際収支を悪くするようになったら、たな上げをしていけばいい、こういう形になつたら、それは、今申し上げましたような税金の犠牲と政策の福祉と、量と量との合致の均衡予算の根本の原則というものはくずれてきてしまふ。そして政府は幾らでも税金がとれる形ができてくる。苛徴請求まきにおそるべき事態が予想される。このことを私は言つておる。でありますから、これは単なる財政法上の疑義ではなくして、このような前例を認めることによつて今の徴税権、国民の納税の負担、担税力の限界、こういう経済万般にわたつて重大なる混乱を生じてくる。私は、このことを憂へて、昨日来ての問題について特にいろいろと深くたゞして参つたわけでありまして、結局何一つ誠意ある答弁の得られなかつたことはきつめて遺憾であります。いづれこれらの問題は他の機会に譲りまして、さらに論議を尽くすことにいたしました。私の質問はこれで終ります。

○早川委員長 平岡忠次郎君に質疑を許します。

○平岡委員 ただいま議題となつております外国為替資金特別会計法の一部改正法案につきまして、質問をいたしたいと思ひます。

この法案の提出理由にいたしまして、政府の説明によりますれば、旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の規定に基き、日本国がインドネシア共和国に対して有する請求権を放棄したことにより、外国為替資金に生じた損失の処理を定める必要がある、

これがこの法律案を提出する理由であると、きつめて事務的に淡々と述べられております。しかし、しかし事務的な問題ではなしに、この政府の法律案は、われわれが究明すべき幾多の問題を持つておるのであります。本日私は数時間にわたる質問を準備したのですが、しかし、事情によりまして、あすの討論に多くを譲りまして、本日は二、三点に問題を限りたと思つております。その方が答弁者の方にも都合がよいと思ひます。これは大蔵大臣よりはむしろ外務大臣にお聞きしたいのですが、まだ外務大臣が入れられませんか、大蔵大臣の方からお答えをいたしたいと思ひます。この法律案は、前国会からの課題でございまして、前国会においてかなり論議が進んでおりました。そこで、問題になりましたのは、棒引きは結局賠償の一部ではないか、こういう質問に對しまして、政府の方は、かたくなに、これはインドネシアとの友好のためである、こういうことでお答えになつております。また多額の棒引き債権を生じたのはどういふ理由によるか、こういう質問に對しましては、結局、相手方が払つてくれないからお手あがだ、こういうことになりまして、債権が棒引きつて、棒引きすることにはおかまいなしに、何でも輸出させればよろしい、こういうまことに無責任な政府のお考えがその答弁のうちから看取できたのであります。こうした問題につきましては、あすの討論で私は究明いたすつもりでございまして。本日の私の質問は、外務特別会計の貸方の資金を減資し、そしてそれに見合ふところの借方の棒引き債権を棒引きにする、こういうた処置が対外的にどう影響をするか。このことに問題を限定します。もっと具体的にいいますならば、こうした決済処理のためにビルマと日本との間に締結された賠償協定にどういふ影響が来るか、これが質問の第一点であります。

それから、第二には、韓国に對する四千六百六十余万ドルの債権に對しまして、どういふ影響が来るか、これが質問の第二点であります。

逐次一点から申し上げますが、最初に大づかみにお答えをいたしたい。

○藤山國務大臣 お答え申し上げます。

インドネシアの債権を棒引きいたしましたのは、賠償には関係ございませぬ。賠償ができました機会に今後の日本とインドネシアとの関係をさらに一そう友好親善に進めていく、またインドネシアの経済建設その他を助けるという趣旨のもとに、この問題の解決をいたしたわけでございます。他の棒引き債権——初めの御質問はビルマの關係にどういふ影響があるかというところで、ビルマに對しましては、インドネシアとの賠償締結以後、特段の問題がビルマから提起されておられませんし、私は別段差をつけたい關係にあるのではないかと存じております。また、韓国の問題については、今後全面會議等におきまして、これらの問題を検討していくわけでありまして、われわれは簡単にこういうものを整理するような考え方でなしに進んでおるわけでありまして。

○平岡委員 重ねてお伺いします。ビルマ国は、日本政府の對インドネシア賠償を四億ドルと前提いたしましたして、一九五四年にビルマ国と日本国との間に締結された賠償協定の再検討事項を持ち出す、こういう気配が濃厚であります。これに對しまして、どういふことは外務大臣は聞き及んでおりませぬのですか。

○藤山國務大臣 現在までビルマ政府が再検討事項を出すということは聞いておりませぬ。

○平岡委員 これについては、もしお聞きになつておらぬとするならば、私は新事実として申し上げます。実は、私は、三月の終りから四月の初めにかけて、ネパール国に開かれたアジヤ社会党會議に出席いたしました。そのときに、御承知の通りビルマは社会党の政權下でございますが、その關係の一人であるタキン・サン・ミン、これは土地国有化大臣ですが、その方もネパールの會議に出席しまして、行きしなも帰しなも一緒なんです。そこで私どもの國會で問題になつておりますこのレビュー・クロウズの問題についての所見をただしました。担当大臣ではございませんが、そのときにこのレビュー・クロウズは當然持ち出すというのを言つたのです。そこで、私はタキン・サン・ミン氏が担当關係でないで、これはビルマに行つてよく調べて、ウ・チョー・ニエンとウ・バ・スエに會つたのです。結論からいふと、レビュー・クロウズは完全な權利として提出するといふことであります。もうこれは決意でございますが、三月三十一日の夕刻、念のため

に、日本の大使館で、原審さんが大使でございすが、原審さんにお会いいたしまして、こうした気配があるかどうかを確かめました。そうしますと、原審大使の言うのは、実は議院においてこの問題は質問されておるということとあります。すなわち、ベグ・ノース州の選出議員のボ・バ・アングという人から政府に向いまして質問書が二月十一日に出され、翌日の十二日に担当副大臣が答えております。その質問は三つに要約されております。それは現在日本とインドネシアの間に取りきめられんとするところの平和条約における賠償額が、一九五四年にビルマと日本との間に締結された平和条約による賠償額より上回っておると聞いてゐるが、これが事実かどうかという質問が第一点、それから、ここでは直接関係ありませんが、日本からビルマに送られてきた賠償物資の価格が、ともすれば国際価格以上であるということ、このことは事実であるかどうか、これが質問でございます。もし以上二つの事柄が真実であるとするならば、ビルマは非常に歩の悪い立場に立たされておる。そこで、政府としては、前記日本・ビルマ間の平和条約を再検討する用意はないか、もし必要なしとするならば、その理由を明示されたし、こういう質問でございます。翌日担当副大臣でありますところのサ・オ・クン・キョ副大臣は、この質問に対して次のように答えております。インドネシアと日本との間にまさに締結せられんとしておるところの平和条約に基づくインドネシアに対する賠償額は、ビルマに与えられる賠償額よりも多いことは事実である、こういうふうに答えております。

これから第二段の、国際価格よりいづも高いものを押しつけられてはせぬかという問題に對しましては、国際価格というものはしつちゅう浮動があるから、あるものは国際価格より高いし、あるものは安い。しかし、これは入札制度によつて最大の注意を払つておるから、この点についてはどうとも言へぬ、こういう回答であります。しかし、最初のインドネシアに与えられんとするところの日本の賠償額がビルマより多いという問題に關しましては、一九五四年のビルマと日本の平和条約の第五條一(四)の三項によつて再検討する用意がある、こういう回答をいたしておるのです。このことが大使館でわかりましたので、あとがどういふことになるであらうか、大使館の方でおわかりかと言つたら、かゝいもわかつておらぬのです。それならば、私どもは社会党の立場で行つたアジア社会党の會議の帰途でありますし、ビルマが幸いに社会党の天下といふのですか、政権下でございますので、私は、社会党同士といふことで非公式に當ててみたい、むしろそういうところをさぐりを入れてみたい、こういうことを話しまして、先ほど申しましたように、ウ・チョー・ニエンとウ・パ・スエに會つたのです。そうしたら、この問題に對しては、不退転な決意をもつて、レビニョ・クロズを持ち出して再検討にかける、こういうことになりました。話の前段に、ビルマに對しまして二億ドルの賠償額がきまつておる、ほかに、十年間に、商業ベースにおいて、ジョイント・ヴェンチャー、合弁事業に對しましては五千ドルのクレジットを供与する、こういう付帯的

条項があるわけですが、そこで、ビルマの方としましては、現在四カ年間に過ぎたけれども、一年当りの五百万ドルのジョイント・ヴェンチャーに對するクレジットはまだ一回も受けていない。合弁事業は始まつておらぬから受けておらぬ。そこで、現在まで二千万ドル、その分がたまつておるので、これをコンシューマーズ・グッズ、消費物資の買入れといふことに約款を緩和してもらえないかといふような話がありました。このことは、岸總理がビルマに來た際にも、すでにこの申し出をしておるが、岸さんの方から何ら回答がないといふことで、相當むくれておつたのですが、いずれにいたしましても、インフレ下のビルマにとつて切実な問題として、日本からの消費物資を入れてくれ、こういうことを非公式に私の方に申しました。そこで、もしそれを日本政府が許容するならば、賠償額二億ドルの絶対額の方にはさわらないかといふことを問ひましたが、これは問題が別だといふことで、ほんとうにレビニョ・クロズを持ち出すという不退転の決意をいたしております。ですから、私の實際に調査した限りにおいては、あなたの樂觀的見通しは誤まつておるのです。おそかれ早かれ賠償増額の問題は當然持ち出されてくる。私も、従来このインドネシアに對するところの支払い四億ドルのうち、一部が賠償であつて、一部が債権の棒引きであるといふことは、とても無理があるといふことで、あなたの方の見解をただしてききました。今ビルマから、四億ドルが賠償額であるといふ前提に立つてのレビニョ・クロズの提起がなされてくる可能性がありますか

ら、もしそういうレビニョ・クロズが持ち出されてきたときに、あなた方は、合理的説得をもつて、このビルマの提案を抑え得るかどうか、この点につきましてあらためて御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○藤山國務大臣 先ほど來申し上げておりますように、棒引き債権の問題は、われわれは賠償額とは別個に考えておりますので、かりにビルマ側が、ただいまいろいろ現地の事情等を伺ひましたが、そういうような意味でレビニョ・クロズを持ち出してしまつても、われわれ説明がつくのではないかと、こう考へております。

○平岡委員 私ども、前国会におきましても、政府がどうしてこの四億ドルを二手に分けて、賠償の方が二億二千三百萬ドル、片やいわゆる債権棒引きが一億七千七百萬ドルとなればならぬかといふことを、くどいほど質問したのでありますが、どうしても納得がいかなかったのです。債権棒引きと申しましても、たとえば、日本が大東亞戦争を起しまして、たまたま日本の在外資産があつたとして、これを押えられたといふふうな事柄なら話は別であります。が、戦後平和的な通商によつて積み上げられたところの日本の債権であります以上、その債権をどうして簡単に棒引きしなければならぬのか。これは、單なるインドネシアとの友好關係のためといふだけでは、國民は納得しません。こんなことでは納得し得るはずがないのです。一億七千萬ドルといふと大きな金でございます。おぎやあと生まれた子供からおばあさんまで、日本の國民全部が一人当り七百円以上の醸出を強いられるわけです。なぜわ

れわれはこの債権を棒引きしなければならぬか、私はここであらためてまたあなたの答を聞きたいと思ひます。

○藤山國務大臣 インドネシアと日本との賠償問題は、長い間の懸案でありまして、すいぶんいろいろな討議を尽したわけでありまして、従ひまして、その討議の過程におきましては、金額に對しても、あるいは方法に對しても、いろいろな過程を経てきておりますが、しかし、最終的にきまりましたのは、御説明申し上げました通り、二億二千三百萬ドルの賠償でありまして、そうしたところに落ちつきましたにつぎましては、われわれといたしましても、將來の日伊關係、ことにインドネシアが獨立後周もなくで、經濟再建が十分できまして、それらの經濟が經濟情勢を改善するといふことに協力して参りますことは、必要なことであらうといふ考へ方から、そういう處理をいたしたわけでございます。

○平岡委員 インドネシアといふ國は、もともとオランダの治下にありました。オランダといふ國は、ダッチ・アカウントで世界で有名です。そういう合理的な訓練を、インドネシアの人は知らず知らずのうちにされてゐると思ひます。そういう人たちが、やぶから棒みたいな債権の棒引きといふものは、私は理解がいかんかつたのではないかと思ひます。だから、ジュアンダ・小林會議の途次におきまして、インドネシア側は、結局それが理解がいかんかつたといふ過程を踏んでゐるので、これは結局は同じだろつといふやうなことで押しつけてゐるわけです。そうすると、これは自民黨、社會黨を

問わす、日本人共通の利益として、何とかビルマの賠償の総額を、レビュー・クロースを持ち出すことを押さようという考え方に立つて——こういうことはいいことではないのですけれども、そういうことからこうした政府の提案がなされているのかどうか。このこと自体はわれわれは賛成ではありませんけれども、そういうように考えれば、理由として考えられないことはないんです。ですから、せめてそういう効果が上がるのかと思つておたら、ビルマは、不返転の決意で、四億ドルが当然賠償なんだから、その前提に立つてレビュー・クロースを持ち出してくるということなのです。これは押さえるとは思いません。押さえたとするならば、貴重な、大きな代償として、日本の外交というのに対して不信を買うだけだ。あなたはそういう無形の損失というものを計算されたことがあるかどうか。どうですか。

○藤山國務大臣 私どもは、インドネシアとの賠償に当りまして、ただいま申し上げたような経過でもつてこの債権を清算したわけでありまして、それが、何か、東南アジア全体もしくはインドネシアに対して、無形の非常に大きな損害の影響を与えたということでは考えられないと思ひます。

○平岡委員 これは後日明白になってきます。おそらくあなた方はビルマの要求を制御できないだろうと私は見通してあります。そのことは議論になりませんからさすおきまして、それならば、こうした先例が、すなわち、日本は焦げつき債権を処理するのにも甘い傾向があるんだからということ、あなたは今やつておられます日韓會議に

おきましてこの問題が提起され、インドネシア同様に四千六百余万ドルの対韓焦げつき債権は日本の方で撤回してくれ、そういう口実を与えることになりはしないか。むしろそういう懸念の方が多いように思ひますが、あなたは韓国に対して四千六百余万ドルは断じて棒引きせぬということを言明できますか。

○藤山國務大臣 お話のような態度でもつて交渉に當つていききたいと思ひます。

○平岡委員 確信がございますか。

○藤山國務大臣 私は、今申し上げたような態度でもつて、最終的に処理をいたしていきたいということ、會議に臨むつもりであります。

○平岡委員 私の見通しでは、ビルマからはビルマの言う通り、この点は日本が屈服されると思ひ、それから朝鮮に対しては、逆な効果として、日本がこれを放棄せざるを得ないような羽目になる、こういう可能性の方が多いと思ひます。ですから、この棒引き処置の仕方というのに対しては、いまだ疑問は解けません。国民自身があなたの答弁では納得せぬはずで、この点は議論になります。議論になるけれども、私の議論の方が正しいと思ひます。この程度でこの問題はやめまします。

ただ、いづれにいたしましても、インドネシアとの国交を回復し、なおかつ将来に向つて大きな観点からこの債権を棒引きするということは納得いきません。私は、この債権棒引き案件は、もう片がついた問題だと自民党の諸君は考へておると思ひます。こうなると、話が少しきたなくなるけれども、インドネシアのオープン・アカウ

ントが一億七千万ドルほど累積されたという経過に対して、私は不信を表明します。現在、御承知の通り、日本は外貨集中政策をとつております。従いまして、オープン・アカウント勘定決済地域に對しまして、日本の輸出商社あるいはメーカーが外貨建てで輸出をいたした際には、それの等価たる円価をもつて支払いが船積みと同時に日本の政府において行われるわけですから、従いまして、将来の受け取りの外貨というものは政府の手に帰着します。移るのです。もう売った方の人は全然補償を求められることはないのです。ですから、これでけりがついている。日本の輸出メーカーは、ほんとうに何らリスクを負わずに、いわば勝手に輸出できる。その対価はもつて安全である。ノー・リスクである。政府だけがそのリスクを負う。そういう決済の仕組みにおいて、政府が、焦げつき問題に對しまして、もう輸出したからそれでかまわぬのだということ、いかげなものであろうか。商売は契約を締結することが商売であるのか、締結された取引に對し船積み等の実際上の処置をするまでが商売なのか。そうではなく、まだ金を取るまでは商売は完了してない。ところが、このわかり切ったことを政府はやつておらぬのです。現在おそろく十億ドル前後のいわゆる名目上の保有外貨があると思ひます。しかし、そのうちの三〇%前後というものが、不渡り手形に比すべきところのいわゆる政府の非流動的債権です。これでは輸出振興、輸出振興といつても、その名に値しない。そのために国民は耐乏しろといつても、国民

は聞かれません。私どもは、今までは、日本の経済が外国貿易に依存する度合いが高いだけに、貿易振興というものを對して協力してきた。ところが、こうした体たらくで結局一部特定の人の補助金に墮するやうなところの決済方式を改めないということになりますと、輸出なんか振興しないではない、極論すればそういうことになりまします。

私どもは、このインドネシアの焦げつきの債権がよつてもつて累積される過程において、政府がおかぶりのな立場をとるならば、これは国民とともに糾弾しなければならぬと考えております。私は、こうしたインドネシアに對するところの累積債権の経過に對しまして、不信を持つものであります。外務大臣、あなたは実業界の出身ですが、こういう金を取らない商売というものが、日本の貿易政策として、白昼公然ととられておる事態に對してどうお考えですか。

○藤山國務大臣 終戦後日本の貿易があらためて復活いたします過程におきまして、オープン・アカウントのよきな制度をもちまして貿易をやりましたことは、やむを得なかつた事態だと思ひますが、漸次日本の経済も正常化して参り、また輸出方面におきましてもだんだん振興してくるに従ひまして、オープン・アカウント勘定もだんだん減少させて参ります。このように私どもは考へております。

○平岡委員 お言葉ですが、オープン・アカウント勘定はだんだんやめていく、こういうことですが、ブラジルについて延期したのはどういうことですか。

○藤山國務大臣 この問題につきましては、現在新しい協定を作るべく、外務省、通産省、大蔵省の方から人が行つて現在折衝中でありますので、最終的には若干の期限を延ばして折衝を續けてみて、そして結論を得たい、かように思つております。

○平岡委員 私どもが仄聞しますと、二カ月間の延期ですね。この延期が問題ですよ。従来アルゼンチンに對しましても鉄鋼の輸出がたゞさんあり、行き過ぎた。そこで六千五百万ドルくらいのところを押さようとしたが、その最後の段階で鉄鋼メーカーはかけ込み輸出をしておるんですね。それがやはり二千万ドルほどありました。インドネシアの場合でも同じじゃないですか。インドネシアの場合は、昭和三十三年の六月から七月にかけまして、そのときには一億五千万ドルほどだったものが、かけ込み輸出が二千万ドル出た。こういう事例に徴しますと、この二カ月間の、ブラジルとの間のオープン・アカウント協定期間というものは、業者に乗せられるおそれがあるし、迎合的な政府の意図がありはせぬかとわれわれは疑わざるを得ないのですが、どうですか。

○藤山國務大臣 この点につきましては、大蔵大臣、通産大臣とも御相談があらまして、通産大臣もそういう面について十分留意をしながらやるということでもあります。將來オープン・アカウントをやめるような事態になりましたら、そういう問題についても大蔵、通産両当局とも話し合ひが進むことと思ひますが、直接協定に行つておられます手続上二カ月間延ばした、こういうこととございます。

○平岡委員　大蔵大臣は、今日までその衝になかったから、いろいろな事情は御承知ないかもしれません。あるいは最もよく知っておるかもしれません。しかし、この問題は、国民は従来の悪例に徴しまして納得してはいないのです。自民党が今までやってきまして――それは財界をもつて立党の基盤としています貴党の立場はわれわれ社会党と対照的な立場にあることもよく知っておりますゆえ、ある程度貴党がサービスをするのはいいとは思いますが、私どもはそれを数え立てて言いたくありませんが、大体今までの保守党内閣と財界との経済政策におけ

が、大體円借款の取扱ひ方はいいようであります。ただ、日本銀行にインド勘定を設ける。たとえば、インドに對する円借款の場合、日本銀行にというのは何かのお考えではないか。これは輸出銀行にそういう勘定を持つわけですが、これは別に大した問題ではありません。

そこで、円借款の問題ですが、円借款の行い方については、一面に輸出を振興するとかあるいた後進国の經濟開發に資するとか、こういう利益もありますが、一面御指摘のような弊害も、もし注意を怠りますならば起りやすいのであります。先ほどはオープン・アカウントについていろいろの御意見を拝聴いたしました。それより以上に、この円借款については、正常の輸出の伸びという問題とも関連して参りますし、なかなか容易に決定のできるものではないと思ひます。上積みとしての円借款、しかも、その投資事業が非常に信用のおけるもの、あるいは成功度の高いものである、こういうようなことが十分検討されますならば、その弊害は比較的避け得るかと思ひます。

従ひまして、円借款を供与するという問題につきましては、そういう点に特に注意を怠らないようにしなければならぬ。これはもう御指摘の通りでございます。私ども政府といたしまして、ただいま御指摘になりましたような点にあらゆる留意をいたしまして、そうしてわが国の負担に過重をしないように、しかも正常の貿易を進めることが出来る、さらにまた相手国の經濟開發に協力ができる、あるいは國際親善の目的を達する、こういうような場合にこの円借款の供与というよりなこ

不況傾向の中においては——これから先貿易上の輸出を増進することは困難

内容の問題、あるいは逆に向うから輸入する物の仕入地の転換というような問題も考えられると思います。高崎さんが言われましたように、そういう環境の中におきまして、中共との貿易というものは、相当重視すべきだということです。通産大臣と同意見でございます。

○石野委員　外務大臣も通産大臣と同様に中国との貿易は非常に重視すべきものだということを申されておる。当然、政府の二員として、わが国の経済外交を進める上において、そういうようにただ痛感しているだけじゃいけないので、具体的にこれを切り開いていくことをしてもらわなければ、われわれとしては困ると思うのです。当面それ対して外務大臣としてどのように切り開くかということは、われわれが刮目しておるところなんです。もちろん静観

という言葉はいろいろの意味がありましようけれども、いたずらに静観しておつたのでは、われわれは食つていくことができなくなつてくる。だから、おのずから静観するにも時期があるし、わが国の経済規模の実勢というものをよく考えた上で、その静観にも度合いがあるということを私は考えます。そういう意味から、外務大臣は、そういうことについても具体的に、この時期まではこうあつても、この時期はこうなればならぬという構想はお持ちにならなければいけないのじゃないかと思ひますが、そういう構想はお持ちになつておりませんか。

○藤山國務大臣　御理解いただきましたように、私が静観しているということとは、貿易問題を解決する上においていたずらに誤解を招くような議論が出て

もいけませんから、そういう意味で静観をしたい、こういうことなんであり。従いまして、そういうような誤解が積み重なっていくことが自然に解消してくるような状態になり、お互いの感情も冷静になってくるような時期になります。それから、そういうときにわれわれとしては徐々に次の手を打って参る必要があるかと思ひます。それらの点については、相手方のある問題でありますから、いつまでということも申し上げることはいかかと思ひますけれども、われわれとして最善の努力をする必要があるかということは承知いたしております。

○石野委員 今の御答弁の中に、静観をしている間に何か積み上つてきて両国の合致点を持つようにしていきたいということですが、その積み上げられていくということはどういふことなのですか。

○藤山国務大臣 いろいろ両国の関係につきまして貿易あるいは文化、そういう方面からおのずから解け合つていくということ、おのずから誤解を解消するといふような方法なり、またいろいろな考え方でもって、民間方面にも接触をしていくといふような問題もあり得ると思ひますが、それらの問題についてはいろいろ今後の問題でありますから、今ここでこうした方法で必ずやるんだといふことを申し上げるというよりは、いかかと思ひますけれども、そういう方法をとっていききたいと考えております。

○石野委員 静観をしておるといふことは、もちろんあなたの方の考えだからそれをとかく言ひませんが、今日の日本の経済は中国との貿易を非常に切望

しております、実際に実業界だけじゃなくて、メーカーの段階でも一切の経済部門においてそれは要求しておる問題なんです。これが政府の中に席を置かない方々が今の藤山さんのようなことを言うなら、私はそれでもいいと思ひます。しかし、高崎さんに聞くと、中共貿易については藤山さんの所管に待つておればお互いに理解し合うだろ——ただ時期を待つておつたつてだめだろと思ひます。やはり理解を深めるためにはそれだけの動きがなければできない。そういう動きに対して静観して待つておくということではいけません。やはりこの国の政治を担当しておるあなたとすれば、そしてまた今後の経済を進展させようとする考えからすれば、当然そこには何かの構想がなければいけません。その構想を私たちは聞きたい。それによつて私たちはまたいろいろ考えなければいけないと思ひます。そうしなければ、この国はおそらく望みしてしまふのではないかと。それから、さういふ意味で、あなたはその積み上げの構想といふものはどういふものなのかといふことを聞いておるわけです。

○藤山国務大臣 むろん私も今後この打開の上において無為無策であつては相ならぬわけでありまして、いろいろな面において考へて参らなければならぬと思ひます。ただ一つの方法だけが最善の方法とも考へておりません。従ひまして、今後は、いろいろな問題について、徐々にそういう問題をどういふふうに展開していくかというよう

な方法として、十分考へて参る必要がありうと思ひます。ただ、現在の段階において静観しているといふことは、何か待つたらかして置くのだ、あるいは、再び貿易をやらないでいいから、待つたらかして置くのだというようにおとりいただくと、大へん残念なんでありま。そういう意味ではなしに、あまりいろいろな言説が起つて参りますと、せっかく理解を得つつあるような状況が、また逆戻りをしてはいけません。なるべく多くを言わないで、しばらく見ていた方が適當ではないかといふような気持ちで、静観ということをし上げたのであります。

○石野委員 多くを言ふと外交上に差しつかへがくるからという御配慮もありませんが、私は、やはり、この際外務大臣としては、経済外交の建前からいたしまして、そしてまたこの國を背負つておる外務大臣としても、一つの方向といふものはやはり出すべきだと思ひます。当面する問題として、第四次貿易協定があるわけですが、この第四次貿易協定が行き詰つたために、一切のものがストップされておるといふ現実には直面しております。こういう問題に対して外務大臣はどういふふうに考へるか、またそれをどういふふうに切り開いていく意図を持っておられるかといふことを、この際お聞かせを願ひたいと思ひます。

○藤山国務大臣 先般、第四次協定につきまして、その中の一つの条項のために、いろいろな摩擦が起つたことは、私どもも十分考へておるわけでありま。そういう問題を今後どういふふうにして打開していくかというやうな問題については、両国民の気持が

しつくりして参りますれば、おのずから理解し得るのではないかと思ひのであります。そういうふうには、お前は慎重過ぎると言われま。それでは言われるかもしれないが、非常にデリケートな段階に参りますので、慎重に、しかし熱意を持って参らうと思ひます。御了承をいただきたいと思ひます。

○石野委員 私は慎重過ぎるというふうには考へていない。今の日本と中国との間の貿易といふものは、御承知のように民間でこれを進めてきたものなんです。その間政府は傍観者的立場をとつてきました。その後若干の協力を

するといふようなこともありましたが、大体主軸は民間でやつてきたわけなんです。その民間で貿易をやるといふことについては、むしろ中国側が、日本のいろいろな政治的な事情はあるけれども、それに対してはあまりやかましいことを言わないで、貿易をやろうといふ好意によつて進められてきたと見ても、大体間違いないと思ひます。従つて、中国側はそういう意図を持っておるのです。持つておるものをこちらから遮断したといふことは、やはりこちらに要因があるといふふうに見なければならぬと思ひますが、そういう見方は間違ひですか。

○藤山国務大臣 今お話をありましたように、今日まで民間の間で努力をされたことをわれわれ認めております。また、今後こういう問題について民間において十分努力をされること、やはり一つの方法であるといふ考へております。従ひまして、そういう問題につきまして、政府としても十分民間の動き等も見ながら進んで参らなければ

ならぬと思つております。従つて、今日まで中共貿易に対して支持と協力を与えるという立場をとつておるわけでありま。そういう意味においては、協力といふことも考へられると思ひます。

○石野委員 民間側との間における話し合いについて、なるべく両国の間の了解ができるような情勢を作つていくことを期待しているといふやうな御意見がございまして。それならお尋ねしますが、第四次協定に於けるまでの間、民間では三団体がこれと真剣に取り組んで参つたわけですか。そういうやうな三団体の今までやつて参つたやうな動きに対して、政府はそれを協力的に支持するといふ態勢をとるといふふうには理解してよろしゅうございませうか。

○藤山国務大臣 民間の方々が貿易について今日まで努力をされた。これは三団体以外にも業者団体等でもござい。そういう意味で民間の団体が純経済的にこういう問題を考へるといふことは、好ましい状態だと思つております。

○石野委員 民間団体がそういうやうなことをやることは好ましいことだといふことは、政府としては民間団体がいろいろやつてきたことに対して協力するといふふうには理解してよろしいのです。

○藤山国務大臣 貿易経済の問題について特に今日までそう非協力的であつたとも思つておりませんが、今後民間団体の活動に対してわれわれ十分今までの方針でありま。支持と協力を与えていく考へております。

○石野委員 中国と日本との間に感情上の摩擦があり、食ひ違ひがあるの

だ、誤解があるのだということをたびたび言われると思うのです。その中国側の日本に対する誤解というのは、大体どういふことを意味しておられるのですか。

○藤山國務大臣 この際私の口からいろいろそういう問題について言及いたしますことが、かえっていろいろな誤解とそこを招くのではないかと、また感情的にもおもしろくないことが起るのではないかと、そういう意味において、私は静観をいたしておるわけでありませう。

○早川委員長 石野君に申し上げませうが、お約束の時間をだいぶ過ぎましたので、結論的な御質問をお願いいたします。

○石野委員 民間団体がこれから中国との間に貿易協定をしようという意図をもっている。従来の形において積極的に貿易協定の何を打開しようとするときに必要なのは、やはり政府の態度だと思ひます。ところが、民間でできるだけそういう態勢を作ること、期待するといふけれども、実は今まで民間は一生懸命やってきました。やってきましたけれども、政府の態度がいろいろとそれに対して協力しないから、これをぶちこわしてしまつた。こういうことに對する政府の責任といふものがあると思ひます。そののみならず、このことによつて従来行われてきたところの貿易は途絶してしまつたし、本年予定されておりましたところの一億ドルというものもふいになつてしまつたといふことになつてゐるわけですね。この問題は切実な問題なんです。藤山外務大臣はこういう問題を切実さをもつて感じていないとするならば、これは静観もそれではよろしい。しかし、ほんとうに切実さ

をもつて考えるならば、そういうことを言ひのがれてはだめだらうと思ひます。私は、ここで政府がこういう民間団体の積み上げてきたものをぶちこわすようなことをすべきではない。むしろそれを育てるべきだといふふうに考へる。そういう考へ方に基いて、これからこの民間団体と中国との間に開ける貿易の問題について、真剣な協力の態勢が出てこなければいけないと思ひますが、そういうことをする考へ方は——やはり静観するのですか。

○藤山國務大臣 お話のありましたように、私もいたしまして切実に考へておりますから、現在静観の態度をとるのが適當だと考へるわけでありませう。今日までも、鉄鋼協定その他に對して政府が特にじやまをしたようなこともないわけでありまして、そういうような問題について、できるだけ経済問題としては円滑にいくように協力することは、従来の方針と變らないわけでありませう。

○石野委員 中国と日本との間の貿易協定が行き詰まつておる一番大きな問題に、やはり中国を承認するという問題がとことん突き詰めていくと出てくると思ひます。私は、この際、経済基礎強化法案の考へ方の基礎について、経済の基礎を拡大し貿易量をふやしていくといふ問題と関連してアジア貿易を考へる。アジア貿易の中で当然中国が出てくるし、その中国との貿易を廣げていくといふとすれば、どうしても中国との關係を考へなければいけません。高橋通産大臣は、中国との貿易を考へるときには、どうしても政治の問題と切り離して考へることはできないといふふりにきつておられます。

が、外務大臣はその点についてはどういふふうにお考へになつておられますか。

○藤山國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、私の立場からそういう問題について今発言することは適當でないと思ひます。

○石野委員 私も、外務大臣がその立場上非常に慎重であるといふことは、そういうこともあるかと思ひますが、しかし、この問題は今日火のついておる問題です。しかも國民はこの方向がどういふふうにきまるといふことを非常に目を大きくして見ておるのです。そういう問題については、外務大臣が、そういうふうな静観とか、私は立場を明確にできないといふことになつておると、いつまでたつても実勢が動いていかない。そういう問題についてはあなたは全く無關心なままだではうりつぱなしにしておくとおつて意味ですか。

○藤山國務大臣 私は無關心ではうりつぱなししておくつもりは毛頭ございませう。

○石野委員 無關心でないという御答弁であります。しかし、そういう問題については積極的な打開策がなければ、これは策がないといふことなんです。外務大臣は、貿易の問題について非常に重要な位置であるところの中国貿易については、むしろ高橋通産大臣の権限を押えるくらい力を持つておられる。そうしてまた、一般の國民は、中国に対する貿易を、今は少いけれども廣げていくといふ努力を考へておるわけですね。そういうときに、私たちはやはりここではどうしても政府の態度といふものをきつておるべきではないか。

○藤山國務大臣 高橋大臣の言われるように、貿易を振興する、またこれを円滑にしていく、拡大していくといふ問題について、私は決して熱意を持っておらないわけでもございませう。しかしながら、今日の立場におきまして、とかく経済問題、政治問題その他が混淆されがちになりますし、また発言のいかんによつてはそれが誤解を生むような場合もありまして、従つて感情上おもしろくない問題も出てくるというところでありませう。かえつて貿易を將來円滑にする道を早めるということに差しつかえが起る懸念もあらうかと考へますので、そういう意味において私は静観をいたしておる、こう申しておるわけでありませう。

○石野委員 それでは、最後に一言だけ聞いておきます。中国貿易を考へる場合に、私たちは、中国との貿易はたゞ経済的な問題だけではとてもだめだといふふうなところまできたと思ひます。これはどうしても政治問題の上で解決しなければならぬといふふうなことは考へておられます。またそのことがはつきりしないと、めどがついてこないと思ひます。これはやはり

ればならない。そういうような考へえを持つておるときに、政府がそれに対して全く傍觀的な立場に立つておるといふことは、許さるべきことではない。私は、あなたが、政府を代表する外務大臣として、しかも経済外交を進める立場からして、その問題に對して明確な態度をここに出すべきだと思ひます。それがなければ私は無策であると思ひます。國民を愚弄するものなんです。これはもつと責任のある答弁をしてもらわなくちゃ困ると思ひます。

○藤山國務大臣 高橋大臣の言われるように、貿易を振興する、またこれを円滑にしていく、拡大していくといふ問題について、私は決して熱意を持っておらないわけでもございませう。しかしながら、今日の立場におきまして、とかく経済問題、政治問題その他が混淆されがちになりますし、また発言のいかんによつてはそれが誤解を生むような場合もありまして、従つて感情上おもしろくない問題も出てくるというところでありませう。かえつて貿易を將來円滑にする道を早めるということに差しつかえが起る懸念もあらうかと考へますので、そういう意味において私は静観をいたしておる、こう申しておるわけでありませう。

○石野委員 それでは、最後に一言だけ聞いておきます。中国貿易を考へる場合に、私たちは、中国との貿易はたゞ経済的な問題だけではとてもだめだといふふうなところまできたと思ひます。これはどうしても政治問題の上で解決しなければならぬといふふうなことは考へておられます。またそのことがはつきりしないと、めどがついてこないと思ひます。これはやはり

幾ら静観しておる藤山さんでも、この問題については一応の考へえを持つておられると思ひます。従つて、私は、ここでは、もしあなたが公的な立場でいけなければ、個人的な考へえでもいいのです。とにかく政治の問題と経済の問題とを全く切り離してやられるといふ考へえを持つておるのかどうか、またこれを一緒にしていかなければならぬといふふうにお考へておるのかどうか、ここを明確にしてもらひたい。もしあなたが政治と経済との問題という関連性の中で考へなくともいいのだというならば、経済問題は経済問題として、貿易を進めるためにはどういふ方法があるかといふことをここで話すべき言つてもらひたい。それを聞けば私はこの質問を終ります。

○藤山國務大臣 日中貿易を經濟問題としてできるだけ拡大し、円滑に進めていくといふことをまずやるのが、私の當面の静観の態度であります。

○石野委員 今、藤山外務大臣は、中国との貿易を經濟的な問題として発展させていきたい、こゝういふふうに言われた。それについてはどういふふうにすればいいかといふことについてのあなたの考へ方を、私はこの際のはつきりしておいてほしいといふことを言うわけですね。だから、この問題について、もう政府と關係がないなら關係がないでよろしうございませうから、經濟的に發展させるにはどういふふうにしたらいいかといふことを、少くとも經濟外交をやつておるあなたが、しかも中国の問題については高橋さんの上に立つて押えておるのだから、そういう問題についてのあなたの構想を一つ聞かせておいていただきたいと思います。

○藤山國務大臣　ただいま申しましたように経済の問題として扱います前提として、現在いろいろの感情上のそこがあり誤解があるということを一日も早く払拭することが必要ではないかと思うのであります。そういう意味において、とかくの言論をいたすことは適當ではないのではないかと、いろいろに思っております。

○石野委員　それでは、藤山大臣に一つお聞きしますけれども、政治の問題でやるということは非常に微妙だから、その点は言えないということならそれでよろしい。しかし、われわれは中国との貿易が非常に大事だと思っておるのです。それはあなたも認めておられる。そこでわれわれは何とかこれを切り開いていきたいと思う。このままほうっておくと、ずるずる延びてしまつて、当分の間日中間の貿易は開かれないというようにわれわれは予測を立てておる。だから、それではいけないから、一日も早く開くために、経済的にどうするか、ただ感情上の問題とかなんとかいうことでなしに、それ

じゃ具体的な経済的な問題について、向うから持つてきていろいろの問題に対してはこうしなければならぬというところ、またあなたが、通産省とかあるいは大蔵省等に、いろいろな決済の問題やなんかについては、こういうふうにさせるべきだということについて、お考えを一つこの際聞かしておいていただきたい。それで私は質問を終わります。

○藤山國務大臣　経済問題としては、前回の協定でも、通商代表部の問題でありますとか、その他の問題でありますとかいろいろにつきまして、そう大

きな問題があつたとは思つておりません。そういう意味では、やはり問題は経済問題として、今後両国の民間業者が進んで、ただいま起つておりますような事態が終つて参りますれば、おのずから私は話はついてくるのじゃないかということを考えるわけでありまして、そういう意味において私としてはただいま考えておるわけで、ただ、いたずらに何か手をこまぬいておる、あるいは貿易を再開しないために静観しておるといふのでなくて、再開するためには、私の立場としてはあまりいろいろな言辭を弄しない方がいい、こういうことを申しておるのであります。

○早川委員長　本日はこの程度にとどめ、次会は明二十七日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後六時三十二分散会

昭和三十三年七月二日印刷

昭和三十三年七月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局